

通所介護・予防通所介護相当サービス運営規程ほほえみ運営規程

はるな生活協同組合
デイサービスセンターほほえみ

(事業の目的)

第1条 はるな生活協同組合が開設するデイサービスセンターほほえみ（以下「センター」という。）が行う指定通所介護および指定介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護サービス」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで通所介護サービスの提供にあたる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンターほほえみ
- 二 所在地 高崎市高関町5 1 1 - 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（生活相談員・介護職員と兼務）
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1名以上
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 三 看護職員 2名以上
利用者の健康状態の確認を行うとともに、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図り援助を行う。
- 四 介護職員 5名以上
利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日常生活の援助を行う。
- 五 機能訓練指導員 2名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 六 歯科衛生士 1名以上
利用者の口腔ケア等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。
- 四 延長サービス時間 相談に応じる。

(利用定員)

第6条 利用定員は30名とする。

(通所介護サービスの内容)

第7条 通所介護サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）

- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 食事
- 八 入浴サービス
- 九 時間延長サービス
- 十 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 指定通所介護の利用料の額は介護報酬告示上の額（指定介護予防通所介護相当サービスにおいては高崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額）とし、当該事業者が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 食費 700円。
- 二 おむつ代 実費（希望者のみ）
- 三 その他、通所介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市内（旧群馬郡、吉井町、新町を除く）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、通所介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、従業者の同意を得ること。
- 三 浴室を利用する際には、従業者の同意を得ること。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（事故発生時の対応）

第11条 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、利用者家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年3月及び9月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理等）

第13条 事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付ける窓口を設置する。

2 事業者は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、通所介護サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

- 第15条 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行なわない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用計画の内容とする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第18条 事業所は、事業実施にあたっては、社会的使命を十分に認識し、従業者の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け適切なサービスの提供をおこなえるよう、従業員の勤務体制を整備する。
- ・研修については、入職時及びその後、年1回の研修を実施する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ・本規程は平成22年4月1日から施行する。
- ・本規程は平成24年4月9日に改定した。
- ・本規定は平成25年4月1日に改定した。
- ・本規定は平成27年4月1日に改定した。
- ・本規定は平成27年8月1日に改定した。
- ・本規定は令和5年9月1日に改定した。
- ・本規定は令和7年4月16日に改定した。